

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案参照条文

目 次

- 一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）（抄）----- 1
- 防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）（抄）----- 2
- 国家公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第九号）（抄）----- 2

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案参照条文

○ 一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）（抄）

第八条 略

254 略

5 職員（指定職俸給表の適用を受ける職員を除く。）の昇給は、人事院規則で定める日に、同日前において人事院規則で定める日以前一年間におけるその者の勤務成績に依じて、行うものとする。この場合において、同日の翌日から昇給を行う日の前日までの間に当該職員が国家公務員法第八十二条の規定による懲戒処分を受けたことその他これに準ずるものとして人事院規則で定める事由に該当したときは、これらの事由を併せて考慮するものとする。

6 前項の規定により職員（専門スタッフ職俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が三級であるものを除く。以下この項及び次項において同じ。）を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号俸数は、前項前段に規定する期間の全部を良好な成績で勤務し、かつ、同項後段の規定の適用を受けない職員の昇給の号俸数を四号俸（行政職俸給表(一)の適用を受ける職員でその職務の級が七級以上であるもの並びに同表及び専門スタッフ職俸給表以外の各俸給表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事院規則で定める職員にあつては三号俸、専門スタッフ職俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が二級であるものにあつては一号俸）とすることを標準として人事院規則で定める基準に従い決定するものとする。

7 五十五歳（人事院規則で定める職員にあつては、五十六歳以上の年齢で人事院規則で定めるもの）を超える職員に関する前項の規定の適用については、同項中「四号俸（行政職俸給表(一)の適用を受ける職員でその職務の級が七級以上であるもの並びに同表及び専門スタッフ職俸給表以外の各俸給表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事院規則で定める職員にあつては三号俸、」とあるのは、「二号俸（」とする。

8 専門スタッフ職俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が三級であるものの第五項の規定による昇給は、同項前段に規定する期間におけるその者の勤務成績が特に良好であり、かつ、同項後段の規定の適用を受けない場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号俸数は、勤務成績に依じて人事院規則で定める基準に従い決定するものとする。

9 職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号俸を超えて行うことができない。

10 職員の昇給は、予算の範囲内で行わなければならない。

11 第五項から前項までに規定するもののほか、職員の昇給に関し必要な事項は、人事院規則で定める。

12 国家公務員法第八十一条の四第一項又は第八十一条の五第一項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）のうち、指定職俸給表の適用を受ける職員以外の職員の俸給月額は、その者に適用される俸給表の再任用職員の欄に掲げる俸給月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額とする。

第八条の二 再任用職員で国家公務員法第八十一条の五第一項に規定する短時間勤務の官職を占めるもの（以下「再任用短時間勤務職員」という。）の俸給月額、第六条の二及び前条第十二項の規定にかかわらず、これらの規定による俸給月額に、勤務時間法第五条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

○ 防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）（抄）

（号俸の決定基準等）

第五条 略

2 一般職給与法第八条第五項から第十一項までの規定は、職員の昇給について準用する。この場合において、同条第五項中「職員（指定職俸給表の適用を受ける職員を除く。）」とあるのは「職員」と、同項から同条第八項まで及び第十一項中「人事院規則」とあるのは「政令」と、同条第五項中「国家公務員法第八十二条」とあるのは「自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）第四十六条」と、同条第六項及び第七項中「職務の級がこれに」とあるのは「職務の級又は階級がこれに」と、同条第九項中「職務の級」とあるのは「職務の級又は階級（当該職員の属する階級が陸将、海将又は空将であつてその者が防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）別表第二の陸将補、海将補及び空将補の(二)欄の適用を受ける場合にあつては同欄をいい、当該職員の属する階級が一等陸佐、一等海佐又は一等空佐である場合にあつてはその者に適用される同表の一等陸佐、一等海佐及び一等空佐の(一)欄、(二)欄又は(三)欄をいう。）」と読み替えるものとする。

3 5 略

○ 国家公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第九号）（抄）

（育児短時間勤務職員についての給与法の特例）

第十六条 育児短時間勤務職員についての給与法の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる給与法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第六条の二	とする	
		に、国家公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第九号。以下「育児休業法」という。）第十七条の規定により読み替えられた勤務時間法第五条第一項ただし書の規定により定められたその者の勤務時間を同項本文に規定する勤務

第十九条の四第五項	第十九条の四第六項	第十九条の四第五項及び第十九条の七第三項	
		俸給及び専門スタッフ職調整手当の月額	俸給の月額を算出率で除して得た額及び専門スタッフ職調整手当の月額を算出率で除して得た額
俸給の月額	俸給の月額	俸給の月額を算出率で除して得た額	俸給の月額を算出率で除して得た額
俸給月額	俸給月額を算出率で除して得た額	俸給月額を算出率で除して得た額	俸給月額を算出率で除して得た額
人事院規則	人事院規則	育児短時間勤務職員の勤務時間を考慮して人事院規則	育児短時間勤務職員の勤務時間を考慮して人事院規則

(任期付短時間勤務職員についての給与法の特例)
 第二十四条 任期付短時間勤務職員についての給与法の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる給与法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第六条の二	とする	に、国家公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第九号。以下「育児休業法」という。）第二十五条の規定により読み替えられた勤務時間法第五条第一項ただし書の規定により定められたその者の勤務時間を同項本文に規定する勤務時間で除して得た数（第八条において「算出率」という。）を乗じて得た額とする
第八条第三項、第四項、第六項及び第八項	決定する	決定するものとし、その者の俸給月額は、その者の受ける号俸に応じた額に、算出率を乗じて得た額とする
第九条の二第四項、第十七条及び第十九条の三第一項	勤務時間法	育児休業法第二十五条の規定により読み替えられた勤務時間法
第十二条第二項第二号	再任用短時間勤務職員	育児休業法第二十三条第二項に規定する任期付短時間勤務職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）

<p>第十六条第一項</p>	<p>支給する</p>	<p>支給する。ただし、任期付短時間勤務職員が、第一号に掲げる勤務で正規の勤務時間を超えてしたもののうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が七時間四十五分に達するまでの間の勤務にあつては、同条に規定する勤務一時間当たりの給与額に百分の百（その勤務が午後十時から翌日の午前五時までの間である場合は、百分の百二十五）を乗じて得た額とする</p>
<p>第十六条第三項</p>	<p>前項</p>	<p>育児休業法第二十四条</p>
<p>第十六条第四項</p>	<p>要しない</p>	<p>要しない。ただし、当該時間が育児休業法第二十四条の規定により読み替えられた同項ただし書に規定する七時間四十五分に達するまでの間の勤務に係る時間である場合にあつては、第十九条に規定する勤務一時間当たりの給与額に百分の百五十（その時間が午後十時から翌日の午前五時までの間である場合は、百分の百七十五）から百分の百（その時間が午後十時から翌日の午前五時までの間である場合は、百分の百二十五）を減じた割合を乗じて得た額とする</p>
<p>第十九条の八第三項</p>	<p>第十条の四、第十一条、第十一条の二、第十条の五から第十一条の七まで、第十一条の九、第十一条の十、第十二条の二、第十三条の二及び第十四条</p>	<p>第十一条、第十一条の二、第十一条の十及び第十二条の二</p>
<p>第二十二條第一項</p>	<p>再任用職員 再任用短時間勤務職員</p>	<p>任期付短時間勤務職員</p>